

2018年12月17日

ソニー生命保険株式会社

入院給付金・手術給付金の簡易請求の取扱範囲拡大について

ソニー生命保険株式会社(社長 萩本 友男)は、2018年12月12日より、入院給付金・手術給付金の簡易請求が適用となる取扱範囲を拡大しました。当社は、「日本中のお客さまを一生涯お守りする」という思いのもと、これからもお客さまの期待にお応えするサービスの提供に努めてまいります。

■概要

これまで入院給付金・手術給付金については、一定条件のもと診断書ご提出の省略が可能な簡易取扱を実施してまいりましたが、このたび、給付金請求時の診断書取得にかかるお客さまのご負担を軽減するため、簡易取扱の適用条件を拡大しました。^{※1}

これにより、簡易取扱によるご請求が可能な入院給付金・手術給付金の件数が従来より約1.5倍に増加します。(2017年度当社支払実績より試算)

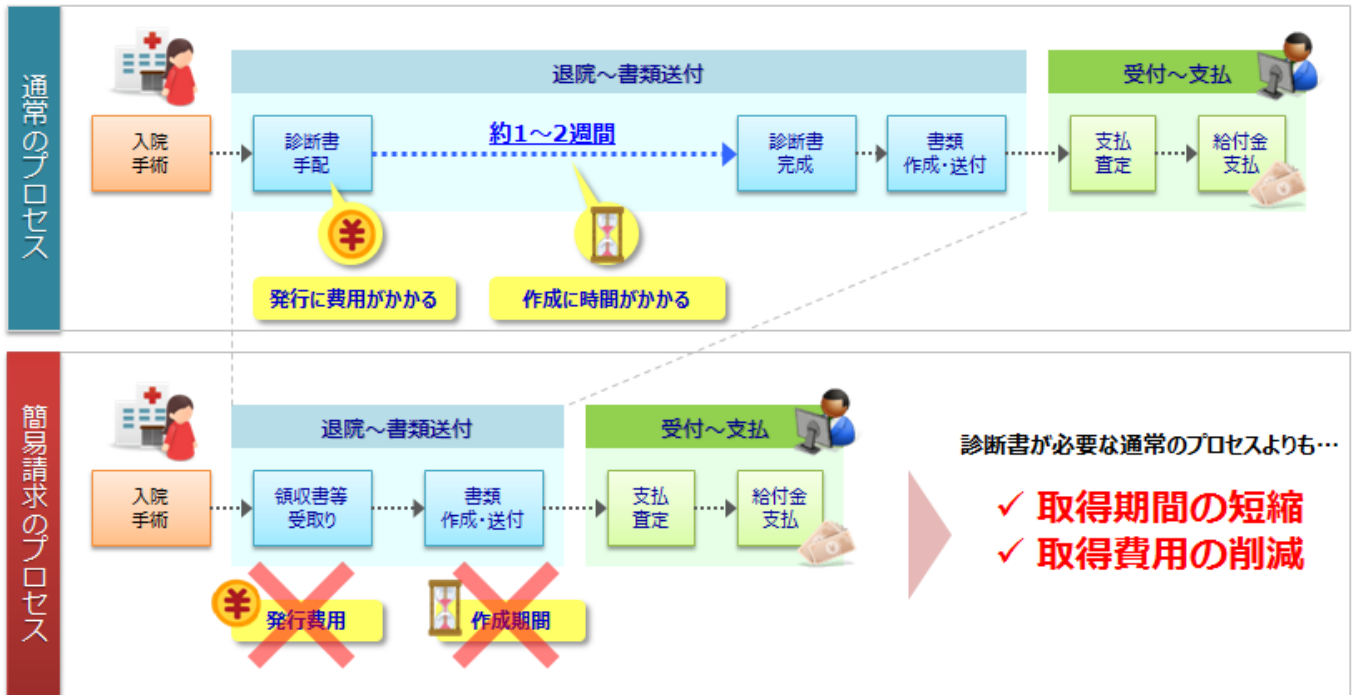
主な拡大内容

入院	支払金額30万円までという取扱条件を撤廃し、 入院日数60日まで という条件へ変更しました。
	成人医療特約・女性医療特約等 を簡易取扱の対象としました。
	特定部位不担保適用中のご契約の入院 を簡易取扱の対象としました。
	入院日数の通算のお取扱い を簡易取扱の対象としました。
手術	入院中に受けられた手術 を簡易取扱の対象としました。(1入院中に手術1回まで)
	簡易取扱対象の手術として新たに8種類の手術を追加 しました。
	特定部位不担保適用中のご契約の手術 を簡易取扱の対象としました。

^{※1} 適用条件の詳細につきましては、事前に担当者までお問い合わせください。

■簡易請求とは

給付金の請求時にご提出が必要となる診断書については、発行時に費用（約 5,000 円）と期間（約 2 週間）がかかりますが、簡易請求は診断書のご提出に代え、「入院・手術状況報告書」と「領収書」の写し等をご提出いただくことにより、診断書取得時の金銭的負担の削減および請求事由発生時から給付金支払までの所要日数の短縮が可能となります。



以上